

令和8年3月13日

第3回輸送交通専門委員会 決定

青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災業務実施計画

1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町消防防災・警備基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）競技会の開催に伴う消防防災体制及び活動要領等を定め、火災その他災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督、役員、一般観覧者等（以下「国スポ参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

2 諸規程との関係

競技会場等における消防防災業務は、消防法等関係規程、競技会場等大会関係施設の防火管理者（以下「施設防火管理者」という。）が定めた消防計画によるもののほか、この計画の定めによる。

3 実施機関

七戸町が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、町防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び施設防火管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

4 火気等使用予防管理

実施本部は、火災を予防し、及び災害の発生による出火を防止するため、施設防火管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の決定

喫煙所及び火気設備機器等の使用場所は、施設防火管理者と協議の上、決定する。

(2) 施設防火管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ施設防火管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置又は変更

ウ 式典等における火気の使用

エ 催物施設整備での火気の使用

オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

5 遵守事項

(1) 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

ア 喫煙は喫煙所で行うこと。

イ 電熱器、ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。

ウ 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。

エ 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備機器は確実に点検を行って安全を確認すること。

オ 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

(2) 国スポに関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

ア 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。

イ 防火扉付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。

ウ 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

6 実施期日及び実施場所

実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
青の煌めきあおもり国スポ 剣道競技会	令和8年10月17日(土) ～19日(月)	【七戸町総合アリーナ】 ・七戸町総合アリーナ敷地内及 び周辺 ・その他関係施設

7 組織及び任務

- (1) 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、「消防・警備本部」を設置し、別表第1のとおり本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。
- (2) 火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する臨時消防防災組織（別表第2）を編制する。

8 関係機関等との連携

消防・警備本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。

9 平常時における活動

消防・警備本部は、消防防災関係機関、施設防火管理者及び実施本部各係と連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を消防・警備本部に報告する。

(3) 是正・改善

消防・警備本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部及び消防防災関係機関に通報連絡を行い、是正・改善を行う。

(4) 記録

消防・警備本部は、是正又は措置の結果及び消防・警備本部が執った措置を記録する。

10 火災等発見時の措置

火災等の発生を認知又は発見した者は、消防機関へ速やかに通報するとともに、実施本部及び消防・警備本部に対して、電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

11 火災等発生時における活動

消防・警備本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び施設防火管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

ア 消防・警備本部は、火災等の情報又は発生の通報を受理した場合は、その通報内容について記録するとともに、本部員等を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。

イ 消防・警備本部は、火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等の発生の内容を把握する。

ウ 消防・警備本部は、把握した火災等の状況に応じて、救護担当係、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 消防・警備本部における措置

(ア) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、消防防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。

(イ) 火災等発生場所以外の本部員等を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制し、運用する。

(ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集及び実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。

(エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。

(オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 現場における措置

(ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。

(イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。

(ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者、目撃者等の確保に努める。

(オ) 火災等の発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められ、又はおそれがある場合は消防・警備本部への連絡を行う。

(カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関又は救護担当班の活動を支援する。

12 非常放送

火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 施設防火管理者との協議

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ施設防火管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当係に指示する。

13 避難場所

避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

14 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置

大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

15 通信連絡

消防・警備本部及び消防防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

16 教育及び訓練

実施本部は、競技会場等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、必要に応じて業務に関する教育及び事前訓練を実施する。

17 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別表第1（第7条関係）

消防・警備本部編制表

編制	任務区分
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各係との連絡調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関（※1）との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用
グループリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部員・業務員の管理（教育・訓練含む） ○ その他重大な事案対応
本部員・警戒員（※3）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防防災業務の管理 ○ 自主警備・消防防災関係機関との調整 ○ 持込禁止物・禁止行為等の指定 ○ 入場管理エリアの設定 ○ IDカード等確認場所の設置 ○ 金属探知器検査・手荷物検査場所（入場口）の設置 ○ 持込禁止物一時預かり所・飲料移し替え所の設置 ○ 迷子、遺失物預かり所の設置 ○ 消防署に対する配置・配備依頼 ○ 施設防火管理者との非常放送に関する協議 ○ 実施本部各係及び自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ その他必要な業務

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、町防災担当部局、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編制される組織をいう。

※3 「本部員」とは、事務局及び町職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備業者業務員をいう。

別表第2（第7条関係）

臨時消防防災組織編制表

対策本部長	
対策副本部長	
班編制	業務内容
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等情報分析、被害予測 ○ 被害状況、応急措置等の記録 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 実施本部各係との連絡調整 ○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整 ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集 ○ 会場施設の被災状況に関する情報収集 ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の初期消火等 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 被害拡大防止 ○ 現場における来場者等の雑踏整理 ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集 ○ 各施設等の保安全管理
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救護 ○ 負傷者の搬送
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援業務 ○ その他特命事項の処理